リガク・ホールディングス株式会社

定　　款

第１章　　総　　則

第１条　（商　号）
　当会社は、リガク・ホールディングス株式会社と称し、英文では Rigaku Holdings Corporation と表示する。

第２条　（目　的）
　当会社は、次の業務を営むことをその目的とする。
　１．　会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務
　２．　前号に付帯関連する一切の業務

第３条　（本店所在地）
　当会社は、本店を東京都昭島市に置く。

第４条　（公告方法）
　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第５条　（機関）
　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
　　１．　取締役会
　　２．　監査役
　　３．　監査役会
　　４．　会計監査人

第２章　　株　　式

第６条　（発行可能株式総数）
　当会社の発行可能株式総数は、900,000,000 株とする。

第７条　（自己株式の取得）
　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第８条　（単元株式数）
　当会社の単元株式数は、100 株とする。

第９条　（単元未満株式の権利）
　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
　　１．　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
　　２．　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
　　３．　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条　（株主名簿管理人）

1．　当会社は、株主名簿管理人を置く。
2．　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3．　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 11 条　（株式取扱規則）
当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 12 条　（基準日）
当会社は、毎事業年度終了の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主をもって、当該事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第３章　　株主総会

第 13 条　（株主総会の招集）
1．　定時株主総会は、毎事業年度終了の日の翌日から 3 箇月以内にこれを招集する。
2．　臨時株主総会は、必要ある場合には、いつでも、これを招集することができる。

第 14 条　（株主総会の招集権者及び議長）
法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会は、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

第 15 条　（株主総会の決議方法）
1．　法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2．　会社法 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

第 16 条　（議決権の代理行使）
1．　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。
2．　前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。

第 17 条　（電子提供措置等）
1．　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2．　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第４章　　取締役及び取締役会

第 18 条　（取締役の員数）
当会社の取締役は、15 名以内とする。

第 19 条　（取締役の選任）
１．　取締役は、株主総会の決議によって選任する。
２．　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
３．　取締役の選任の決議については、累積投票を行わない。

第 20 条　（取締役の任期）
１．　取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。
２．　補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

第 21 条　（代表取締役及び役付取締役）
１．　取締役会は、取締役の中から 1 名以上の代表取締役を選定する。
２．　取締役会は、代表取締役の中から社長を選定する。ただし、代表取締役が 1 名の場合は、その代表取締役を社長とする。
３．　取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

第 22 条　（取締役会の招集権者及び議長）
法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

第 23 条　（取締役会の招集通知）
１．　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。
２．　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、特定の取締役会について前項の招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。

第 24 条　（取締役会の決議方法）
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した当該取締役の過半数をもって行う。

第 25 条　（取締役会の決議の省略）
当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条　（取締役会規程）
取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 27 条　（取締役の報酬等）
取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 28 条　（取締役の責任免除及び責任限定契約）
１．　当会社は、会社法第 423 条第 1 項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第 425 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。
２．　当会社は、取締役（会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行

うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。

第５章　　監査役及び監査役会

第 29 条　（監査役の員数）
当会社の監査役は、5 名以内とする。

第 30 条　（監査役の選任）
１．監査役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、取締役は、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。
２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第 31 条　（監査役の任期）
１．監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。
２．補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

第 32 条　（常勤監査役）
監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 33 条　（監査役会の招集）
１．監査役会を招集するには、監査役会の日の 3 日前までに、各監査役に対してその通知を発する。
２．監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第 34 条　（監査役会の決議方法）
監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 35 条　（監査役会規則）
監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 36 条　（監査役の報酬等）
監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 37 条　（監査役の責任免除及び責任限定契約）
１．当会社は、会社法第 423 条第 1 項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第 425 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。
２．当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。

第６章　　会計監査人

第 38 条　（会計監査人の選任）
会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 39 条　（会計監査人の任期）
１．　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。
２．　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 40 条　（会計監査人の報酬等）
会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

第７章　　計　算

第 41 条　（事業年度）
当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日をもって終了する。

第 42 条　（剰余金の配当等の決定機関）
当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 43 条　（剰余金の配当の基準日）
１．　当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
２．　当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
３．　前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 44 条　（配当金の除斥期間）
１．　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２．　未払の配当金には、利息をつけない。

第８章　　付　　則

第 45 条　（電子提供措置等の効力発生日）
１．　2024 年 7 年 10 日付け臨時株主総会の決議による第 17 条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行する会社となった日から効力を生ずるものとする。
２．　本条は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。

第 46 条　（法令の準拠）
この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。